

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県廿日市市木材港北4番60号

氏名 安田金属株式会社  
代表取締役 安田 秀吉  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 平成28年 6月19日

許可の有効期限 平成35年 6月18日

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
	裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所  
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H13. 6. 5	更新許可	H20. 7. 7	変更許可
H18. 6. 6	更新許可	H23. 6. 22	更新許可
H18. 8. 31	変更許可	H28. 6. 28	更新許可 (優良認定)

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考  
平成29年10月3日 法律の一部改正(水銀関係)に伴う書換え

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>廃プラスチック類 (自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>燃え殻 (判定基準に適合しないものを含まない。) 汚泥 (判定基準に適合しないものを含まない。) 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ ゴムくず 金属くず (判定基準に適合しないものを含まない。) ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (判定基準に適合しないものを含まない。) 鉱さい がれき類 ばいじん (判定基準に適合しないものを含まない。) (これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)。以下余白</p>